

第 11 回食育推進全国大会準備委託業務仕様書

1 目的

食育に対する理解と関心を深め、食育の取組への積極的な参加を促すことを目的として、第 11 回食育推進全国大会を福島県で開催します。

「チャレンジふくしま！おいしく たのしく 健康長寿 ～復興のあゆみ。全国のみなさまへ 感謝の気持ちを込めて～」をテーマとする当大会を、効果的かつ円滑に進め、第三次食育推進計画に準じた福島らしい食育の大会となるよう、準備業務を委託する。

2 業務名

第 11 回食育推進全国大会準備委託業務

3 大会の概要

- ・主 催 内閣府 福島県 第 11 回食育推進全国大会福島県実行委員会
- ・日 程 平成 28 年 6 月 11 日（土）・12 日（日）
- ・会 場 ビッグパレットふくしま（福島県郡山市）
- ・来場予定者数 約 2～3 万人
- ・開催内容 開会式・閉会式・講演会・シンポジウム
出展ブース・サブステージ・販売飲食ブース

4 委託業務の内容

(1) 業務内容

ア 出展者募集業務

出展を希望する企業・団体を募集するとともに、出展希望者の調整を行う。

- ① 出展募集要領・申込書様式等の作成
- ② 出展者の募集（郵送、ホームページ掲載用データの作成）
- ③ 出展者との調整（出展配置場所、小間数、電気・ガス・給排水の設備工事の有無等の調査、出演スケジュール）
- ④ 出展希望者の問い合わせ対応
- ⑤ 出展者への決定通知

イ 会場レイアウト企画・立案・作成業務

会場のレイアウト図面の検討、作成を行う。

- ① 会場レイアウトの企画・立案
- ② 会場レイアウト図面の作成

ウ 準備業務及び大会開催にあたっての提案

第 11 回食育推進全国大会を効果的かつ円滑に進め、福島らしい食育の大会とするため、独自性のある企画の立案、運営に向けて協力・助言を行う。

(2) 履行期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 10 日まで

5 留意事項

(1) 基本的事項

受託事業者は、第三次福島県食育推進計画に記載の内容を熟読し、過去の大会の実施状況を参考とすると共に、全国大会の開催趣旨及び第 11 回食育推進全国大会の大会テーマを理解の上、4 (1) ア～ウの業務を行うこと。また、第 11 回食育推進全国大会福島県実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び福島県と調整の上、業務を進めること。

(2) 出展者募集業務

ア 当業務における出展とは以下の①～⑤を指し、出展者とは出展を行う企業・団体を指す。

- ①ブース・テントにおいて、展示・販売等を行うこと
- ②体験エリアにおいて、体験イベント等を行うこと
- ③ミニステージにおいてステージイベント等を行うこと
- ④コンベンションホールにおいて講演等のイベントを行うこと
- ⑤3階会議室において各種イベントを行うこと

イ 出展者向けの募集要領・申込書等の様式を作成すること。作成に当たっては、過去の大会の実施状況を参考にすると共に、福島県の実情に合ったものとする。

ウ 出展者の募集を行うこと。募集の周知として、県ホームページへの掲載データの作成及び実行委員会の参加団体への郵送を実施すること。また、県が別に指定する企業・団体への郵送を実施すること。県から要望があった場合は、受託事業者が出展依頼する企業・団体について提案し募集を行うこと。

エ 出展者と、ブース設置場所や小間数や出演スケジュール等の調整を行うこと。

オ 出展者からの問い合わせ窓口の開設及び担当者を専任し、問い合わせに対応すること。

カ 販売を伴う出展には、福島県と協議の上で 1 小間あたりの出展料を設定し、募集の際に周知すること。

また、基本仕様以外の出展にかかる資材・機器等の経費（展示物、電気・ガス・給排水の設置工事費及び使用料など）については出展料の他に出展者が負担することを周知すること。

展示、体験イベントのみの出展など、販売を伴わない出展は、出展料を無料とし、基本仕様以外の出展にかかる資材・機器等の経費（展示物、電気・ガス・給排水の設置工事費及び使用料など）を負担することを周知すること。

なお、出展料を無料とする基準として以下の①～④を周知すること。

- ①展示、体験イベントなど、来場者から料金を徴収しない出展
- ②営利を目的とせず、調理体験に係る食材料費のみを徴収する出展

③学校（保育園を含む）が出展する場合のうち、学生・生徒が体験学習として栽培・加工した商品を販売する出展

④その他、実行委員会もしくは福島県が指定した出展

キ 出展者の募集期間は、平成27年10月下旬から平成27年11月下旬の約1ヶ月間とし、12月上旬には概要版として取りまとめ福島県へ報告すること。

ク 出展内容は、第三次福島県食育推進計画の基本的施策、健康長寿もしくは食育に関係するものであれば、出展可能とする。

ケ 福島県の下承を得た上で、2月を目処に出展者への出展決定通知書を作成し、郵送すること。

コ 出展者との調整は、5（2）ケまでに終了させることとし、やむを得ず終了しなかった出展については、調整内容の経過を詳細に福島県へ報告すること。

（3）会場レイアウト企画・立案・作成業務

ア 過去の大会の実施状況を参考とすると共に、当事業の目的が達成できるような会場レイアウトとすること。また、福島県と調整の上、来場者が食育本来の趣旨を体感しながら理解し、今後の実践につながる内容となるよう最大限の工夫がなされたレイアウトとすること。

（過去大会の掲載ホームページ）

<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/taikai/h21/index.html>

イ 会場レイアウトは、安全に配慮し、避難経路を考慮した配置で作成すること。

ウ 多目的展示ホールは、システムパネルを使用したブースで展開する展示エリアをメインとし、1小間あたり W3050mm×D3050mm×H2400mm で作成すること。その際、ブースの配置を詳細に作成すること。

そのほか、体験イベントを行う体験エリアやミニイベントを行うミニステージが行えるスペースを、福島県と調整のうえ確保し、来場者の多くが効率的に体感できるよう工夫して配置で作成すること。

エ 屋外展示場は、テントを使用した出展で展開する販売エリアをメインとし 30程度の出展が可能な配置とすること。キッチンカーなど自前で用意する企業・団体があることを想定すること。

オ 屋外展示場は、来場者が飲食することを想定し、十分な休憩スペースを確保し、かつ雨天時にも濡れないよう考慮した配置で作成すること。

カ コンベンションホールには、開会式、閉会式、特別講演等を実施するメインステージを配置すること。約500人の観客席を用意し、大臣等の来賓が迎えられるレイアウトとすること。

キ ブース・テント出展に応募があった企業・団体と調整のうえ、企業・団体名を会場レイアウトに記載すること。出展者の希望により、複数の小間を必要とする場合は、会場レイアウトに反映すること。

ク 出展者が電源・ガス・水道を希望する場合は、極力費用を抑制できる配管等の設計を行ったレイアウトとすること。

ケ 内閣府が実施する全国の関係団体等への募集に伴う出展は、内閣府が管理・運営するため、会場レイアウトは内閣府からの出展情報の提供に基づき作成すること。その際は、福島県とも十分に調整すること。

コ 履行期間内に出展者との調整が終了しなかった場合は、仮の設置として会場レイアウト図面・タイムスケジュールに記載することとし、記載が間に合わない出展者については、仮の設置とした出展者と併せて福島県へ報告すること。

6 打合せ等、担当窓口及び担当者について

担当窓口及び担当者を専任し、打合せをする必要が生じた場合、受託事業者は、福島県の求めに即時に対応すること。

7 本業務の成果品及び期限

(1) 成果品

以下のア～キについて、紙での提出に加え、MicrosoftOffice2013(Word もしくはExcel、PowerPoint)で加工可能な電子媒体で提出すること

ア 出展者募集要項・申込書

イ 出展内容一覧表（7（1）アにより募集をかけた結果をとりまとめたもの）

ウ 出展者一覧

エ 会場レイアウト図面

オ 体験エリア・ミニステージ・コンベンションホール・3階会議室の出演スケジュール

カ 委託業務完了届

キ その他、県が必要と認める書類

(2) 納期

概要版として、ア～オを平成27年12月上旬中に福島県へ納品すること。

確定版として、ア～キを本委託業務の履行期間内に福島県へ納品すること。

(3) 実績報告書

7（1）成果品の納品に加え、業務概要をとりまとめた実績報告書（収支決算書を添付）を事業完了後10日以内に福島県知事あて提出すること。

8 その他

(1) 成果品の著作権は福島県に帰属する。

(2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載等を行う場合がある。

なお、県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること。